

羽幌町空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の施行については、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省令国土交通省令第1号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(立入調査)

第3条 町長は、法第9条第2項に基づき空家等の立入調査を当該職員又はその委任した者にさせる場合は、その立入調査を行う者に同条第4項に規定する身分を示す証明書として、立入調査員証(別記様式第1号)を携帯させなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第4条 町長は、法第14条第1項に基づき助言又は指導を行う場合は、その特定空家等の所有者等に対し、空家等に係る適正管理(助言・指導)書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、法第14条第2項に基づき勧告する場合は、その特定空家等の所有者等に対し、勧告書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、法第14条第3項に基づき前項の勧告に係る措置を命ずる場合は、その特定空家等の所有者等に対し、命令書(別記様式第4号)により通知するものとする。この場合において、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、命令に係る事前通知書(別記様式第5号)により通知し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

4 町長は、法第14条第9項に基づき行政代執行法(昭和23年法律第23号)により特定空家等を処分しようとする場合は、あらかじめ、当該所有者等に対し、法第3条第1項による戒告を戒告書(別記様式第6号)により行い、本戒告を受けても当該所有者等がその義務を履行しない場合は、同条第2項に基づき代執行命令書

(別記様式第7号)をもって、当該所有者等に対し代執行の内容を通知するものとする。

- 5 町長は、法第14条第9項に基づき行政代執行法による特定空家等の処分を行う場合は、その代執行の現場に責任者を派遣し、当該責任者に対し行政代執行法第4条に基づく証票として、執行責任者証(別記様式第8号)を携帯させなければならない。

(公告)

第5条 法第14条第7項及び第10項で規定する公告は、羽幌町公告式条例(昭和25年羽幌町条例第13号)の規定によるもののほか、その他適切な方法とする。

(標識)

第6条 法第14条第11項による同条第3項で規定する命令に係る標識の書式は、別記様式第9号によるものとする。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

(表面)

		羽	号
立入調査員証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日発行(年 月 日まで有効)	
羽幌町長			印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

第9条(略)

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

別記様式第2号(第4条関係)

羽 年 月 日 号

様

羽幌町長 印

空家等に係る適正管理（助言・指導）について

空家等対策の推進に関する特別措置法第3条において、空家等の所有者等は、その責務として、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものと定められております。

しかし、あなたが所有（管理・占有）する下記の空家等につきましては、倒壊等の事故、犯罪、火災等の未然防止の目的上、危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがありますので、速やかに措置を講じられるよう同法第14条第1項の規定により助言・指導します。

なお、空家等の所有（管理・占有）の状況等について誤りがある場合、変更が生じている場合又は既に措置を済まされている場合は、ご容赦願いますとともに、下記担当までご一報くださるようお願いいたします。

記

所有者等の 氏名及び住所	
空家等の所在地 及び種別	
空家等の状態	
助言・指導の内容	

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（担当： ）

羽 年 月 日 号

様

羽幌町長

印

勸告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地：
- (2) 用途：
- (3) 所有者の住所及び氏名：

2 勸告に係る措置の内容

3 勸告に至った事由（該当自由に○を記入）

- (1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4 勸告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

羽 年 月 日
号

様

羽幌町長 印

命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け羽 号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地：
- (2) 用途：
- (3) 所有者の住所及び氏名：

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、同法第16条第1項の規定に基づき50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、同法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に羽幌町長に対し審査請求をすることができます。

様

羽幌町長

印

命令に係る事前通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け羽号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第3項の規定に基づき下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき本通知の交付を受けた日から5日以内に、羽幌町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地：
- (2) 用途：
- (3) 所有者の住所及び氏名：

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

- (1) 提出先：
- (2) 連絡先：

5 意見書の提出期限 年 月 日

備考

上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長 印

戒 告 書

年 月 日付け羽 号により、あなたの所有する下記特定空家等の（除却・修繕・立木竹の伐採・周辺的生活環境の保全を図るための必要な措置）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（除却・修繕・立木竹の伐採・周辺的生活環境の保全を図るための必要な措置）を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について、損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等

- (1) 所在地：
- (2) 用途：
- (3) 構造：
- (4) 規模：建築面積 m^2 、延べ床面積 m^2
- (5) 所有者の住所及び氏名：

備考

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に羽幌町長に対し審査請求をすることができます。

別記様式第7号（第4条関係）

羽 号
年 月 日

様

羽幌町長

印

代 執 行 命 令 書

年 月 日付け羽 号により、あなたの所有する下記特定空家等を
年 月 日までに（除却・修繕・立木竹の伐採・周辺的生活環境の保全を図る
ための必要な措置）を行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行され
ませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基
づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定によ
り通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あ
なたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について、損
害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 代執行する物件

(1) 所在地：

(2) 用途：

2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者

4. 代執行に要する費用の概算見積額

円

備考

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定によ
り、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に羽幌町長に対し
審査請求をすることができます。

(表面)

執行責任者証		羽	号
所 属			
職 氏 名			
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年	月	日	
			羽幌町長
			印
記			
1 代執行をなすべき事項			
代執行令書（ 年 月 日付け羽 号）記載の（住所： ）			
の空家等の（除却・修繕・立木竹の伐採・周辺的生活環境の保全を図るため			
の必要な措置）			
2 代執行をなすべき時期			
年 月 日から 年 月 日までの間上記の者は、空家			
等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権			
限を有する者であることを証明する。			

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)

第14条(以上略)

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 (略)

行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

別記様式第9号(第6条関係)

年 月 日

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、年 月 日付け羽 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

(1) 所在地：

(2) 用 途：

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

羽幌町長

印